

## 済生会八幡総合病院移転の開発について

### 1. 開発許可の内容

申請者 東京都港区三田一丁目4番28号  
社会福祉法人恩賜財団済生会  
理事長 炭谷 茂

開発区域 八幡西区大字則松267番1ほか

開発面積 54,453.00平方メートル

予定工期 令和2年4月6日～令和4年2月28日

※建築工事は別途

### 2. 開発許可の経緯

#### 【開発審査会】

|     |             |      |
|-----|-------------|------|
| 1回目 | 平成29年 9月28日 | 継続審議 |
| 2回目 | 平成29年10月27日 | 承認   |
| 3回目 | 平成30年 1月26日 | 不承認  |
| 4回目 | 平成30年 6月29日 | 承認   |

※「地域医療行政の観点から八幡西区の医療機能の充実を図る上で望ましい」との所管局からの副申をうけて、開発審査会へ付議し、承認された。

#### 【開発許可】

|        |             |
|--------|-------------|
| 開発許可申請 | 令和 2年 1月30日 |
| 開発許可   | 令和 2年 3月 4日 |

### 3. 開発許可の根拠

#### 都市計画法第33条第1項

都道府県知事（指定都市の区域内にあっては、当該指定都市の長）は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

⇒開発許可権者には、開発行為が基準に適合し、申請の手続きが法令に違反がない場合、必ず許可をしなければならない義務が課されている。

